**ＦＢＣ施設利用申請書について【説明】**

＜ＦＢＣ施設利用申請書とは＞

　岩手県フットボールセンターのグラウンド利用料を支払う際に必要な書類になります。

　また、利用料支払い後には、領収書となります。

＜使用方法と流れ＞

　①ホームページよりファイルをダウンロードいただき、必要事項をご記入ください。

　　（※の欄および申請書右上部記載の日付は、幣協会にて記載いたしますので、空白のま

　　　まにしてください。）

　②利用日または料金支払日に、岩手県フットボールセンター２Ｆ事務局へ直接ご提出

　　ください。

　③提出後、利用料支払い手続きを行い、申請書がそのまま領収書となります。

　④①～③の手続きが完了いたしますと、予約利用日にグラウンドをご使用いただけます。

　＜注意事項＞

　・本申請書は、岩手県フットボールセンター２Ｆ事務局にも常備しておりますので、利用

　　日当日に記載・手続きすることも可能です。

　・申請書の※の欄および右上部に記載の日付は、幣協会にて記載いたしますので、空白に

　　してください。万が一、記載された場合には、再度書き直しをしていただきますのでご

　　留意ください。

　・本申請書は、施設利用料を支払う際に使用する書類であり、利用予約をするための書類

　　ではありませんので、申請書提出前にグラウンドの利用予約が必要になります。

**ＦＢＣ施設利用減免申請書について【説明】**

＜ＦＢＣ施設利用減免申請書とは＞

　岩手県フットボールセンターのグラウンド利用料減免を申請する書類になります。

＜施設利用料減免について＞

　～岩手県フットボールセンター管理規定～

　第11条　幼稚園、保育園、小学校及び中学校等が行事などで平日日中に利用する場合は、

　　　　　 所定の7減免申請書を提出し、許可を受けることにより利用料を減免する。

　　２　　前項による他、利用料金の減免を希望する者は、会長に減免申請書を提出し、

　　　　　 会長の承認を得ることによち減免を受けることができる。

＜使用方法・流れ＞

　①ホームページよりファイルをダウンロードいただき、必要事項をご記入ください。

　（※の欄は、幣協会にて記載いたしますので、空白のままにしてください。）

　②利用日1か月前に岩手県フットボールセンター２Ｆ事務局へご提出ください。

　（メール・郵送・ＦＡＸいずれか）

　③幣協会会長の承認を得ることで減免を受けることができます。承認後、利用者へ通知い

　　たします。（申請書記載の連絡先へ）

＜注意事項＞

　本申請書提出前に、グラウンドの予約申込をお願いいたします。

＜減免申請書提出先＞

　公益社団法人岩手県サッカー協会

　〒028-3318　紫波郡紫波町紫波中央駅前2-1-1

　TEL：019-681-8010　FAX：019-681-8012　Mail: fbc@fa-iwate.com